

『住吉物語』の描写時代

武山隆昭

はじめに

現存『住吉物語』の共通祖本の成立を、「寛和二、三年頃、大齋院選子の文学サロンにおいて」と推定された稻賀敬二氏の御論¹⁾を、稿者はまさに膝を打つ思いで読んだ。「現存住吉物語は鎌倉時代の改作」というのが定説のようになっていたなかで、稿者は昭和三十六年度卒業論文で「共通祖本の成立は、平安時代の円融・花山朝期にまで遡りうるのではないか」という結論を出したのであるが、今一つ説得力に欠ける憾みがあった。その後も断続的に『住吉物語』と関わりを持って来たが、基本的な考え方は変わらなかつた。徐々にお知り合いになれた方が増えるにつれ、三谷邦明氏など同じようなお考えの方がおられることを知って意を強くしつつあった。そんな時稻賀氏の御論に接し、折あらばこの仮説を（大齋院云々は別として成立年代に関して）氏とは別の方向から立証したいと考えていた。

昨年、引歌の面と語彙の面⁽²⁾とから考察を加え、稻賀氏の想定しておられる寛和二・三年の頃の成立と考えてさして矛盾をきたさないことを述べた。本稿は右二稿に続く三部作の第三稿として、現存『住吉物語』(の祖本)の描写時代を調査考察した結果の報告である。

一 侍従と少将

物語文学が、荒唐無稽な伝奇物語から、リアリスムの性格をも取り入れた作り物語へと進むと、ヒーローやヒロインは現実社会を何らかの形で反映した人物造型がなされ、描かれる事件や風俗も設定された時代のそれであるようになる。

『異本能宣集』等によってその内容を窺うことのできる古本住吉物語のヒーローは、侍従であつた。⁽⁴⁾ 稻賀氏の御論の根拠の一つに、現実の藤原摂関家の子息が侍従になつた年齢が恋物語の主人公としてふさわしい十六、七歳であつた時代(忠平・保忠・師軸・師尹など)に作られた古本住吉物語に対して、十三歳で伊周が侍従になつた寛和二年以後新版住吉物語が出現したことを挙げておられる。稿者も、冬嗣以後の、大臣になつた人を対象にして侍従になつた年齢を調べてみたが、冬嗣三十五歳、忠平二十六歳、在衡三十五歳、兼通・兼家二十二歳、重信二十一歳のほかは、緒嗣以下道兼まですべて十六〜十九歳で侍従になっている。『公卿補任』『尊卑分脈』を主たる資料とした。以下同じ。

ところが、伊周以後は、道長二十六歳、顕光二十八歳を例外として、公季十四歳、頼通十二歳、実資十三歳、教通十一歳、頼宗十三歳、師実十三歳と、十二〜十四歳で侍従になることが一般化した。たしかに「十三歳では恋物語の

主人公には若すぎる。かといって『十六、七歳の侍従』と書いたのでは、¹「何だ現実の伊周の方がもつとすてきじゃないか」ということになりかねない」という稲賀氏の御指摘通り、古本住吉は寛和二年以前の状況を反映し、新版住吉は伊周以後の情勢を背景にしていると言えよう。

さて、現存『住吉物語』の男主人公は四位の少将である。京都博物館本、真銅本に単に「少将」とある他は、友久武文氏設定の⁵十八の代表本文中十六本に「四位の少将」とあるから、間違いなからう。

少将については、道長が寛和二年十月に二十一歳で左近少将となり同年十一月従四位下に叙せられ、寛和三年九月従三位となるまで十一ヶ月間四位の少将であったことに注目された稲賀氏の御指摘がある。稿者もその前後を調べてみた。道長以前では、源信（天長三年十八歳で少将）と藤仲平（寛平四年十八歳で少将）が十代で少将になっているのは、ほとんど二十²〜二十七歳で少将になっている（緒嗣二十、兼通三十一を除くと）。信の場合は、嵯峨天皇の第七皇子で源姓を賜わり元服と同時に従四位下であるから特別であり、仲平だけが例外と言える。しかしこの仲平も、延喜八年に三十四歳でやっと正四位下参議となり、九年間そのまま、延喜十七年によりやく従三位中納言に昇進するといったスローペースなので人目を引くことはなかったものと思われる。

これに対して道長以後になると、伊周（永延元年十四歳）、頼通（長保五年十二歳）、教通（寛弘四年十二歳）、頼宗（寛弘四年十五歳）といった具合に早くなり、教通の場合は十三歳で四位の少将になっているのであるから、恋物語の主人公としては少将でも若すぎることになってしまふ。

そこで、少将が恋物語の主人公としてふさわしい時代は永延元年以前ということになるが、一般的に四位になるのは少将になって間もなくではなく、中将になる直前か、中将になると同時ということで、四位の少将の期間が短かいのである。例えば、頼忠は天曆二年二十五歳で少将（従五位上）になり、従四位下になったのは天曆九年二月（三十

二歳)で、同年七月に右近権中將になっている。比較的長く四位少將でいたのは為光で、二十一歳で少將になり、二十六歳で従四位下となり、天禄元年三十一歳で中將になっている。道長とともに『住吉』の男主人公のモデルの一人に数えてよさそうである。

次章から、現存『住吉物語』の祖本に存したと思われる事項・描写の中から、時代的特徴の窺える項目を採り上げ検討する。使用する『住吉』の十八代表本文は、(注3)の拙稿と同じとするので、紙幅の都合で一々掲げることには省略し、略称で述べる。

二 登場人物の官位と年齢

(一) 中納言兼左衛門督

- むかし、中納言にて左衛門督かけたる人侍けり(藤井本) (傍線稿者、以下同じ)
- ・ 藤井本傍線部に同じ——尾州家本、鈴鹿本、多和文庫本、住吉神社本、晶州本、小学館本、契沖本、筑波大学本、横山本、正慶本、千種本、白峰寺本、神宮文庫本、東急記念文庫本、真銅本
 - ・ 中納言にて右衛門のかみかけたる人——白田本
 - ・ あせちの中納言と申人——京都博物館本

右から、ヒロイン住吉姫の父は、中納言兼左衛門督であったことがほぼ確実である。

(以下、印の一字で示す)

『公卿補任』によると、弘仁十二年（八二二）正月九日に、従三位良峯安世（三十七歳）が中納言に任ぜられ左衛門督如元であったのをはじめ、天長二年（八二五）には、従三位清原夏野（四十四歳）が七月二日に中納言に任ぜられ続いて八月に兼左衛門督となっているなど、中納言兼左衛門督は平安時代を通じて多くの例があり、普通のことであつた。

ただし、中納言（権も含む）兼左衛門督になった年齢が、定方（延喜十四年四十歳）、仲平（延喜廿一年四十七歳）、保忠（延長五年三十六歳）、恒佐（延長八年五十一歳）と、三十代後半から五十代であることが気になる。『住吉』の中納言は「うへ二人をかけてそかよひ給ける……ひかるほとひの女君いてき給ける」（藤）とあつて、どう見ても二十代と思われる。

二十代で中納言になったのは、朝光（天延三年二十五歳）がおそらく最初で、以下、義懐（永観三年二十九歳）、道兼（寛和三年二十七歳）、道長（永延二年二十三歳）などの例が現れるが、いずれも摂関家の子息である。『住吉』の中納言は、住吉姫が若君を産んだ後ようやく大納言になったわけで、二十年以上も中納言のままであつたこと等から、藤氏の傍流の家柄かと思われる。したがつて直接のモデルは見あたらない。しかし、『落窪物語』も「今は昔、中納言なる人の」ではじまるように、中納言が物語の主人公またはその父として登場することが流行していたのかも知れない。

なお、藤原顕光は、貞元二年（九七七）四月三十四歳で権中納言になって以来（正暦二年左衛門督）、長徳元年（九九五）に権大納言になるまで十九年間中納言であつた。長く中納言であつた實在人物の例として参考になる。

□ 右大臣の子で四位の少将

○ 右大臣なる人の御子に、四位の少将として世にすくれたる人侍ける（藤）

・ 右大臣の子で四位の少将——尾鈴多住晶小契横正千白神東、筑（後に出てくる）

・ 左大臣の子で四位の少将——白

・ 少将——京真

四位の少将については、前章で述べたので、右大臣の子息かどうかを問題にする。

まず、道長の父兼家は、貞元三年十月二日から寛和二年七月廿日まで右大臣であった。道長の少将時代とは重ならないが、その兄道隆は貞元二年正月七日従四位下になってから、貞元三年十月十七日に右中將になるまで四位少将であったから十五日間重なっている。また、現役の右大臣師輔（天曆元年から天徳四年五月四日薨まで在任）の長男伊尹が、天曆二年正月三十日に左少将（同九年正月七日従四位下）になっているとか、伊尹（安和二年三月二十六日から天禄三年十一月二日まで右大臣）の二人の子息孝賢・義孝を先少将・後少将と呼んだこと等から、右大臣の子で少将という設定は自然であったと思われる。

③ 少将は今の後のせうと

○ この少将は、いまの後の御せうとなれば、たゞ今、世に出給はんする人なり（藤）

・ 今の後の御せうと——鈴白多晶筑正千真

・ 今の後の御おとゞ——住契神

・ いまのきささきの御しうと——東

・ いまのきささきの御ことにて——小

・記述ナシ——京尾横白

(四) 少将は三位の中将に、右大臣は関白に

- かくて、正月のつかさめしに、右大臣は関白になり給ふ。少将は、中将にて三位し給へり。(藤)
- ・藤井本と同趣——尾鈴白契正千白
- ・大旨同じだが中将が三位になった記述を欠く——京多住晶神東真
- ・記述なし——小筑横

(五) 中將から中納言兼右大將に

- かうしつゝすぎ行ほとに、中将はねかはさるに中納言に成給て、やかて右大將に成給けり。(藤)
- ・藤井本と同趣——京尾白多契横千神真
- ・中納言になったことのみ——筑
- ・大將になったことのみ——鈴住小正白
- ・記述ナシ——晶東

(六) 大將が父から関白を譲られる

- 年月ゆくほとに、大將殿にはちゝ関白ゆつり給ぬ。(藤)
- ・藤井本と同趣——尾鈴白住晶契筑正千白神、東(天下ゆつられ給て)
- ・大將は大臣となり関白となる——京多小横

・記述ナシ——真

(二)から(六)までにより、『住吉物語』の男主人公は、摂関家の嫡子で、関白にまで昇進したことがわかる。實在の人物からモデルを搜すと、やはり道長が一番近いようである。右大臣から摂政・関白になった兼家の子で、冷泉院女御超子と円融院女御詮子の弟であり、左大将から内覧となつてゐるからである。ただ、道長は中将を経ていないことと、父兼家から直接に関白を譲られたのではない点、物語と違うところである。

関白(または摂政)を父から子に直接譲つたのは、寛仁元年三月十六日に道長が頼通(二十六歳)に譲つたのが最初で、寛治八年三月九日に師実が師通(三十三歳)へ、保安二年に忠実が忠通(二十五歳)へという例がみられるが、年代が下りすぎる(頼通は十八歳で中納言)。

歴代関白(摂政)の系譜をみると、間に親政は入るものの、基経(元慶元々寛平二)の次がその子時平(昌泰元々三)で、忠平(延長八々天曆三)の次がその子実頼(康保四々安和三)であった。特に、天曆三年八月十四日に関白太政大臣忠平が薨すると、政権は直接左大臣実頼へバトンタッチされていることは参考になる。

光源氏などと同様、この物語の主人公も實在の特定の人物をモデルとして造型されたわけではなさそうで、道長も有力なモデルの一人としておくはかはない。

(七) 内大臣の子で宰相兼左兵衛督

○ 内大臣の御子に、宰相にて侍ける人、さひやうゑのかみにて廿五六はかりなるか、よろつ人にすぐれたるに、このよしほのめかしければ、中納言、いとよき事よとして、霜月とさためてけり、(藤)

・藤井本の傍線部と同趣——鈴多住晶小契正千白神真

- ・内大臣の子で宰相中將——京
- ・内大臣の子で兵衛佐——尾
- ・内大臣の子で右兵衛督——白
- ・内大臣の子で中納言兼兵衛督——筑
- ・内大臣の子で左衛門督——横
- ・太政大臣の子で宰相にて兵衛督——東

まず、宰相兼左兵衛督であった実在人物を村上天皇時代以後で捜すと、師尹（天曆元年二十八歳）、済時（安和三年三十歳）、時光（貞元二年三十歳）などで、特に済時の父師尹は安和二年十月に薨じており、モデルの一人と言えよう。『住吉』の写本には「うせ給ひし内大臣の御子にて……」とあるものが九本あるのである。

内大臣は令外の官で、宝龜八年良繼が任じられたのが最初で、続いて魚名が任じられたが左大臣に転じてから百二十年間も空席で、昌泰三年正月廿八日から三月十二日に薨するまで高藤が勤めた後、天禄三年（九七二）十一月廿七日に権中納言兼通（四十八歳）が一举に内大臣兼関白になったのが実に七十二年ぶりの内大臣出現であった。兼通が天延二年二月に太政大臣になると、内大臣はしばらく空位で、永延三年二月廿三日に道隆が任じられた。その後は、正暦二年九月七日に道兼に交替、同五年八月廿八日に伊周に交替、伊周が長徳二年太宰権帥に左降されると、翌年公季が任じられ、以下頼通・教通・頼宗というように、内大臣は平安末まで空位にはならなかった。

したがって、「内大臣の御子」と祖本にあったとすれば、天禄三年以後の社会を反映しているということになる。もっとも、兼通の子息顕光・朝光・正光ともに左兵衛督にはなっていない。寛弘六年三月四日、参議藤原実成（三十歳）が左兵衛督に任ぜられたが、この時の内大臣は父公季であるから、ピッタリである（「うせ給ひし」の本文を

とらなければ)。

(ウ) 主計頭とて七十はかりなる

○ うはかあにの、かすゑのすけとて、七十はかりなる翁の、目うちたゞれたるか(藤)(成田図書館本は「かすゑのかみ」)

・主計頭とて七十はかり——京尾鈴白多晶小筑横千東、正(六十)、白(八十)

・主計助とて七十余りなる翁——契

・主計允といふくちおきな——真

・六七十ほとなるおきな——住

ここは『源氏物語』〈螢〉にも「すみよしのひめ君のさしあたりけむおりはさるものにて……かそへのかみかほとくしかりけむなど」とある重要な箇所で、『落窪物語』の「典薬助」に当る悪役として、主計頭が設定してある。

(助允は改変か誤写であらう)

主計頭は、現在で言えば大蔵省主計局長というところだろうが、当時としてはあまり重視されていない。『故実拾要』卷十三「諸寮」によると、「主計頭 相当従五位下 唐名金部郎中(中略) 是天下ノ戸口ノ員数算勘等ノ事ヲ掌ル也」とあり、戸数や人口の登録それに基づき調庸の数の決定をした。

『日本三代実録』卷一によると、〈齋衡三年二月八日条〉に「外従五位下有宗宿弥益門為主計頭。竿博士如故」とある。この益門は、貞観七年六月二十六日の条にも主計頭として出てくるので、十年くらいは任にあたっていたものと思われる。さて、主計頭(または助)は、竿博士であることが必要条件であったから、年齢はかなり高かったと

思われるし、性格的にも偏屈な人が多かったのかも知れない。そんなところから悪役として登場することになったのだらうと思われるが、主計頭で七十歳の人物が実在したかは手元の資料では今のところ捜し得ない。

㊦ 元服してすぐに？三位中将

○ わか君は元服させ給て、三位中将とそ申ける（藤）

・ 藤井本と同趣——京尾鈴白多住晶小契筑千白東

・ 五位の少将——正

・ 中将——横

・ 描写ナシ——神真

物語の末尾近く、少将（今は関白）住吉姫一族の繁栄を描くところに、右のような表現がある。文字通りに受け取ると元服してすぐに三位中将になったことになる。

しかし、史実では撰閔家の子息でも元服して従五位下に叙せられるのが普通であった。平安初期では例外的に出世の早かった時平の例を示す。（『公卿補任』による）

・ 時平 仁和二年、太政大臣第一息時平於仁寿殿加元服（年十六）……即授時平正五位下。……仁和五年二月十七日

任右権中将。寛平二年正月七日叙従四位上。十一月廿六日叙従三位。

元服して四年後二十歳で三位中将になっている。道頼は、寛和元年に従五位下同二年に右中将正暦二年に従三位に叙せられた。元服後六年たっている。元服後何年たって三位中将になるかを、撰閔家の子息について調べてみると、隆家四年（十六歳）、教通四年（十五歳）、頼長一年（十二歳）、兼長一年（十二歳）、定通一年（十二歳）のように、

時代が下るにつれて昇進が早くなつてはいるが、元服してすぐに三位中将という例は見出し得なかつた。

『住吉』の場合は、若君が元服して間もなく、三位の中將（父が住吉姫を捜しあて結婚した時の官位）になつたことを記し、将来父と同じ出世の道を進むであろうことを言外にほめかしたものと解する。したがって、この描写には時代背景はあまり考慮されていないものと思われる。

三 習 俗

(一) 四十九日の伝事

○ 四十九日もほとなふはてぬれば、もとの北のかたへわたり給にけり（藤）

・ 藤井本と同趣——京鈴曰住晶小契筑正千白神真

・ その日かすもすきぬれば——尾

・ 御いみもすきければ——多（横・東）⁽⁷⁾

人の死後、中陰の期間を四十九日と定めたのは、『瑜伽師地論第一』等により、日本では中古以後盛んになつたといふ。⁽⁸⁾『本朝文粹』には、陽成院、朱雀院などの四十九日御願文が収められている。今『かげろふ日記』より、作者の母の後の供養の条を引用する。⁽⁹⁾

よはねぶつのご多きよはじむるより、やがてなきのみあかさる。四十九日のこと、たれもかくことなくて、いへにてぞする。

以上から、四十九日の供養をすることは、平安前期にすでに一般化していたことを知る。

(二) 子の日の松引き

○ 正月十日あまりのころ、中のきみいまやさか野の春のけしきをかしかるらむ、しのひつゝみむなといきなひければ、をのくまことになといひて出立給けり(藤)

・藤井本傍線部と同趣——左以外の十五本

・さか野はらのけしきを御らんせむ——白

・さかのあたりのはるのけしきを見ん——真

○ 女房はしたものと、車よりおりて松ひきあそひけり(藤)

・こまつひき——左以外の十三本

・これやねのひのこまつなるらんなどいひてかたみにひるて——筑

・こまつにたはふれて——東

・ひめこまつもえいつる——真

・描写ナシ——神

この嵯峨野の野遊びが、子の日の松引きであることは諸注一致するところである。「子の日」の行事については既に拙稿⁽²⁾でふれているので、稲賀氏が挙げておられる『円融院御集』五二、五六などの歌の詠まれた時かと思われる記事が、『小右記』寛和元年二月十三日の条に出ていることだけを加えておく。

(三) 五節の舞姫と宮仕え

○ このたいのかたを、ことしの五せちにまいらせはやとおもふに、うちあはぬ事の心うさよとて、なげき給へは

(藤)

・藤井本傍線部と同趣——左以外の十四本

・うちへまいらせはや——京(白・真)

物語の初めのところで、母宮が今のは際に「我なからむあとなりとも、なみくならむふるまひ、せさせ給ふな、いかにもく御門にたてまつらせ給へ」(藤)と遺言したことを、実現させようとして父中納言が企図したのである。新嘗祭の豊明節会に舞う五節の舞姫は四人で、普通の場合公卿が二人、国司が二人を差し出すことになっていた。中納言はもちろん公卿の分である。

五節舞姫の起源は、『年中行事秘抄』(十一月)によれば、天武天皇の御世からという。平安時代に入っても、天皇の喪等で中止された年以外は毎年行われており、『枕草子』『紫式部日記』等に多くの記事を見出す。

問題は、五節の舞姫がそのまま天皇妃として入内できるかということである。中納言は明らかに入内を望んで姫を舞姫に出すことにしたのである。『源氏物語』(乙女)に、光源氏が惟光の女を五節の舞姫として差し出すことがみえる。そこに、

皆とどめさせたまひて、宮仕へすべくおほせごとことなる年なれば、むすめをおのく奉りたまふ¹⁰⁾

とあることからすれば、例年は必ずしも宮仕えできると限らなかつたらしい。玉上琢彌氏は、『源氏物語評釈』で、

三善清行の『意見封事』に五節の舞姫について、弘仁・承和二代は、天寵を僥倖して貢進したが、その後、大嘗会のとときは叙位があるので奉るが、普通の年は逃げ口上を言うばかりで、神事にさしつかえる。諸公卿および女御、順番で奉らせろ、と言う。

と述べておられ、嵯峨・仁明帝時代は五節の舞姫即天皇妃という可能性があったことがわかる。しかし、『源氏物語』

の時代設定といわれる醍醐・村上帝の頃には特別年だけであつたわけで、惟光も娘を典侍にすることを希望している。『任吉』の時代設定を、弘仁・承和時代と考えることは無理であるし、特別の勅のあつた年とも明記してないので、稿者は、中納言が「まず五節で帝にお目通りする機会を得れば、必ずや帝の御目にとまる（それほど姫は美人である）」という自信を持っていたと読み取ることにする。

四 袴着の年齢

○ わか君七、ひめ君五までに成給けり。八月はかまぎといふ事せんつゝめてに、大納言とのにはしらせたまつらん、とおほせられけるほとに（藤）

・藤井本傍線部と同趣——左以外の十四本

・若きみ六、姫きみ五——京

・ひめ君七、わか君五——神

・ひめ君わか君やうく五はかり——小

袴着については、一般に「男子が袴を初めて着る儀式、三歳のときにおこなうのを古例とした。後世は五歳、七歳にもおこなう」と説明されるが、女子も行った。

年齢についてであるが、中村義雄氏は記録にみえる天皇・親王・内親王の着袴の年齢を調査され、「これで見ると、三歳の例がもっとも多く、三八例中一九例となっている（ついで五歳、六歳）」と述べておられる。ちなみに氏の調査による五歳の場合の一番早い例は、寛仁二年（一〇一八）十一月九日に教通女生子（五歳）が妹の真子（三歳）と同時にを行った着袴である。四歳の例は、のちの三条天皇（居貞親王）が天元二年（九七九）十二月二〇日に行われた

のが最も早い。後三条・堀河・崇徳・後白河の各帝は五歳、二条帝は八歳、高倉帝は六歳で着袴の儀をされた。

『宇津保物語』へ楼の上、上^レには、「らいねんはな^レつになり給ふ。……御はかまの事いそぎはべりしに」と、大宮の着袴を七歳になつたら行おうと準備していたことが記されている。

着袴は、寛和二年頃においては三歳で行われるのが普通であったが、三条帝や大宮の例もあることから、種々の事情で延引されることもあったものと思われる。『住吉』の場合は、失踪以来娘の安否を心配し続けている父大納言（中納言が昇進）と再会する機会として、若君・姫君の着袴が設定されている。これは、継母の仕返しを恐れ、幼児が呪い殺されない程度の体力ができる七歳・五歳まで待ったものと解することと説明できよう。

四 その他

(一) 六角堂

○ 六かくたうの別当法師とかやいふ、あさましきほうしの、ひめきみのもとへかよひけるか（藤）

・ 藤井本傍線部と同趣——京尾鈴白晶契筑正、（住・真）

・ あさましきナシ——多神東

・ 別当ナシ——小千白

・ 六かくたうのほうしとかや——横

継母が姫を陥れようとして父中納言に言う台詞である。ここでは、六角堂の別当法師が悪役に仕立てられているが、六角堂頂法寺の歴史を見ると、平安時代には身分の上下にかかわらず人々の尊崇信仰を集めており、その寺の別当を

物語の悪役にするのはいかがかと思われる。特に、親鸞の百日参籠（建仁元年一二〇一）以後は真宗門徒の思惑をばかつてこのようなことは書けないのではなからうか。

六角堂は、聖徳太子の創建で平安京造営当初唯一の洛内寺院として存在し、やがて建立された東寺・西寺が官立寺院であったのに対して、庶民の寺といった色彩が強かった。やがて弘仁年間に嵯峨天皇の勅願寺となり、長徳四年に花山法皇の御幸を得て西国巡礼十八番札所となり、徐々に皇室や上流貴族にも信仰されるようになった。『小右記』寛仁二年十一月二二日の条に参詣した記事が見えるほか、以後の貴族の日記に散見する。

こうした格式ある寺の別当である法師が、中納言の姫のもとに（親に無許可で）通うということが、可能性としてもあった時代とは何時頃であろうか。何時の時代にも墮落した法師はいたと言ってしまうまでもあるが、六角堂の名をはっきりと出していることも考慮し、強いて推察すれば、花山法皇の御幸があった以前の、庶民の寺といった時代を背景としていると言えようか。

寺については、この他に、中将が姫の居所を教えてほしいと鞍馬寺へ参ったことや、長谷寺に七日籠って示現を得たこと、住吉・天王寺へ参ると言つて供の者を帰したことが出てくるが、ともに平安時代を通じて尊崇信仰された寺で、時代設定上問題はない。

〔二〕 葦 手

○ 南は一むらの里ほのかに見えて、とまやともみるめかりほし、あしの屋にこゝろほそくけふり立のほるけしき、うすすみにかけるあしてににたり（藤）（「あした」とあるのを成田本等により校訂した）

・あしてににたり——契正千神

・あしににたり——白晶

・別表現——京尾鈴多住小横

・当該描写ナン——筑白東真

住吉の尼君の庵の周辺を描写しているところである。同文率が低いので祖本にあった語と断定はできないが、「葦手」という書体が比較的短い間しか流行しなかったため、忘れられて理解できず様々に書き変えたと考えられるので、考察の対象とした。

葦手については諸説あるが、小松茂美氏の『かな——その成立と変遷——』⁽¹³⁾によると、「葦手は十世紀の後半ごろから記録に登場しはじめることばで、もともと絵画化された遊戯的なかな書体の一つであつたらしい。が、十一—十二世紀に入ると、主として装飾的なモチーフの一つとして図案化した。」ということである。『住吉』の描写を見ると、どうも「伝藤原公任筆、葦手歌切」にみられるようなかな書体を指すのではなく、「藤原伊行筆、葦手下絵和漢朗詠集」の下絵（共に前掲書の写真版による）のような趣きである。とすると、十一世紀以後ということになるが、定説ではないので確定はできない。今後も注目していくべき項目として挙げたにとどめる。

まとめ

現存『住吉物語』の祖本の成立時期を、その描写時代から検討を加えた結果、稲賀氏の提出された寛和二、三年として概ね問題のないことがわかった。

ただ、稿者の気持としては、内大臣のこと、着袴の年齢等から、もう少し、永祚・正暦年間にまで下げた方が良い

のではないかとも考えている。いずれにしても、現存『住吉物語』の成立は平安時代中期であると結論づけることが出来る。

注

- (1) 稲賀敬二「『展開・『住吉』から『源氏』へ』延喜・天曆期と『源氏物語』とを結ぶもの——大斎院のもとにおける新版『住居』の成立——」(『源氏物語その文芸的形成』大学堂、昭五三)
- (2) 拙稿「『住吉物語』の引歌」(『後藤重郎教授停年退官記念国語国文学論集』名古屋大学出版会、昭五九)
- (3) 拙稿「『住吉物語』の中古語彙と中世語彙」(『平安文学研究』第七十一輯、昭五九)
- (4) 堀部正二「新資料による住吉物語の一考察」(『国語国文』第十卷第九号、昭一五)
- (5) 友久武文「住吉物語の諸伝本について」(『伝承文学研究』第二十号、昭五二)
- (6) 『源氏物語大成』(底本大島本)による。
- (7) 表現は多少異なるも同趣の内容である場合、(一)に入れて示した。以下同じ。
- (8) 『望月仏教大辞典』(世界聖典刊行協会、昭四八、八版)
- (9) 喜多義勇『全講蜻蛉日記』による。底本は書陵部本。
- (10) 玉上琢弥『源氏物語評釈』(角川書店、昭四〇〜四三)による。
- (11) 中村義雄『王朝の風俗と文学』(塙書房、昭三七)
- (12) 古典文庫(前田家本)による。
- (13) 岩波新書、昭和四三年。